

神戸ネクストファーマーになるには

①研修受講

- ・認定研修機関の研修を受講 ※年間100時間程度
- ・安全講習の受講 ※市もしくは市が指定する事業者が実施／1日程度

農地を探す（①の認定研修機関によるフォローあり）

農地の目途が立てば・・・

②神戸ネクストファーマー登録申請（提出先：神戸農政公社）

- ・主な提出書類：資格者登録申請書、研修修了証

審査を経て、神戸ネクストファーマーになる資格が得られます。

農地の権利設定の前に、地域ルールの確認や地域計画の変更が必要です。
必要に応じて、西・北農業振興センターで地域計画の事前確認をして下さい。

③就農地域の地域ルールの確認・地域計画変更のための地元意見相談

- ※②で神戸農政公社が確認した確認票(様式1-1・1-2)・資格者登録通知書を持って、就農地域の農会長等に営農計画の説明を行い、地域ルールの確認を行います。

④農地の権利設定手続き（提出先：西・北農業振興センター）

- ・主な提出書類：資格登録通知書・確認票(様式1-1・1-2)・農地中間管理事業申出書

農地の利用権設定の手続きが完了したら・・・晴れて神戸ネクストファーマーに

⑤農業開始

★定期的な草刈など、農地を良好に管理しましょう★

<問い合わせ先>

○制度全般について

神戸市経済観光局農政計画課 078-984-0369

○制度に関する具体的な手続き等について

(一財)神戸農政公社 078-991-1557

○農地の権利設定や農業参入について

神戸市農業委員会事務局 078-984-0387

○地域計画について

神戸市経済観光局北農業振興センター 078-982-2810

神戸市経済観光局西農業振興センター 078-975-6860